

宮城県と太平洋セメント株式会社との包括連携協定

宮城県（以下「甲」という。）と太平洋セメント株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が、地域社会の活性化と県民サービスの向上を推進するに当たり、甲乙の連携を強化するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、持続可能な地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図るため、甲と乙が、乙の有する廃棄物処理技術を活用した密接な相互連携と、協働による活動を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）災害廃棄物の処理に関すること。
- （2）廃棄物の資源化等による環境負荷低減に関すること。
- （3）環境保全・環境教育に関すること。
- （4）その他地域社会の活性化及び県民サービスの向上に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和元年 6月 7日

甲 宮城県知事

村 井 嘉 浩

乙 東京都港区台場二丁目3番5号
太平洋セメント株式会社
代表取締役社長

不 死 原 正 文